

事業者の皆様へ

不要となった洗剤等を河川や水路に絶対に流さないでください！！

- 洗剤等が流されることが原因で、河川や水路で発泡したり、魚がへい死するなどの事案が発生しています

洗剤等を河川や水路に流すと少量であっても発泡したり、水質が悪化し魚がへい死するなど、近隣の住民の方が不安に感じ、警察・消防・行政が出動する重大な事態になります。不要となった洗剤等は少量であっても絶対に河川や水路に流さないでください。

- 事業活動で使用した洗剤等は産業廃棄物であり、適正に処理してください

事業活動で使用した洗剤等は産業廃棄物であり、河川や水路に捨てることは不法投棄にあたります。また、水道や農業等の利水を阻害した場合には、損害賠償の対象になることがあります。洗剤の残渣等は産業廃棄物処理業者に委託処理するなど適正に処分してください。河川や水路に絶対に流さないでください。



【お問合せ先】

○詳しくは、以下の大阪府の窓口までお問い合わせください。

大阪府環境農林水産部
大阪市住之江区南港北1丁目14-16
(水質の異常に関するお問合せは)
環境管理室事業所指導課水質指導グループ
TEL: 06-6210-9585
(産業廃棄物に関するお問合せは)
循環型社会推進室産業廃棄物指導課排出者指導グループ
TEL: 06-6210-9582